

※役場使用欄		区分：自治会未加入		受付職員：		受付印
課長	課長補佐	主査・係長		課員		

カーブミラー設置(修繕)要望書

長生村長様

下記のとおり、要望します。

※公道とは村が管理する道路(私道除く)
※今回の要望にあたっては、村全体の共助を進めるため、本案件に関わらず今後村に協力できる体制(自治班)を当該地域で構築するように努めます。
※カーブミラーの設置要望については、**【長生村道路反射鏡設置基準】**に基づき要望します。

申請日	令和 年 月 日
代表者住所	長生村
代表者氏名	Ⓜ
電話番号	

記

1. 要望について(該当する整備要望に☒)

☐ 新設 今まで無かった箇所 に新たに設置する	☐ 更新 ・1面鏡を2面鏡にする ・面体の大きさを変える	☐ 修繕 ・曇っている面体を取り換える ・腐食が激しい柱を取り換える	☐ 移設 既存のカーブミラーを移動する	☐ 撤去 既存のカーブミラーを撤去する
位置図	本要望書提出時に、まちづくり課の窓口で用意いたしますので、お申し付けください。			

2. 要望理由を記載してください。

3. 「新設」を要望する場合に、設置基準を満たしているか確認してください。

設置基準	☐ 長生村の管理する道路(以下:「公道」)の屈曲(カーブ)箇所ですか。
	☐ 公道と公道の交差する箇所(交差点)ですか。
	☐ 公道と私道の交差する箇所ですか。 ☐ 通り抜けができ、両端が公道に接している道路 ☐ 行き止まりとなる私道の出入口⇒ ※原則、村で設置することはできません。
	☐ その他 ()

※ 裏面もご確認ください

4.「新設」・「移設」を要望する場合に、設置する土地の種別及び障がい物の有無を確認してください。

土 地 種 別	☐ 道路・水路・公有地等 ☐ 私有地内 ⇒ ☐ 設置承諾書の受領済み。 ※私有地内にカーブミラーを新設・移設する場合、又は私有物件に設置する場合には、土地所有者の承諾が必要になりますので、 <u>下欄の【設置承諾書】</u> に承諾を得てください。 村から土地所有者へ設置承諾を求めることはしません。
障がい物の有無	☐ 無し ☐ 有り ⇒ ☐ 自治班で設置工事までに処理します。 ※設置する箇所に樹木があり、障がいとなる場合には、樹木の管理者に枝払い等処理を依頼するか、承諾を取り自治班で処理してください。 ※その他(電柱や標識等)の障がい物においては、まちづくり課窓口でご相談ください。なお、障がい物の移設費用がかかる場合には、要望を受け付けられない場合がございます。ご了承ください。

設置承諾書

長生村長 様

下記、私所有地内に自治班(要望代表者)より要望のあった道路反射鏡を設置することを承諾します。

記

1.	設置承諾日	:	令和	年	月	日
2.	設置承諾器具	:	道路反射鏡(カーブミラー)			
3.	設置承諾場所	:	長生村	の一部		
4.	借地料	:	無償			
5.	所有者住所	:	長生村			
6.	所有者氏名	:	①			

※ 役場使用欄	
☐	回答要否（ 要 ・ 不要 ）
☐	設置基準（ 合 ・ 否 ）
☐	設置形態（ 単独柱 ・ 電柱共架 ）
☐	面体数 （ 1面 ・ 2面 ）
☐	その他 （ 当て逃げ ・ 災害 ）
☐	要望者名簿は揃っている。 （揃っていない理由： ）
☐	設置予定（ 今年度中 ・ 次年度以降 ）